

中小企業融資規程

制 定 平成26年3月24日 25経第213号
最終改正 令和7年3月21日 6経創第547号

(目 的)

第1条 この規程は、中小企業の事業活動に必要な資金、災害復旧に必要な資金及び事業活動に伴って生ずる公害等を防止するために必要な資金の適正・円滑な供給を確保するため、金融機関並びに長野県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の協調を得て、これらの資金の融通を促進し、もって中小企業の健全な発展を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げるものをいう。
- (2) 小規模企業者 信用保険法第2条第3項各号に掲げるものをいう。
- (3) 中小企業団体等 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づく事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づく協業組合及び商工組合、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づく商店街振興組合、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）の規定に基づく生活衛生同業組合並びに消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）の規定に基づく消費生活協同組合をいう。
- (4) 中小企業者等 中小企業者、小規模企業者及び中小企業団体等をいう。
- (5) 分割返済 元金均等による月賦返済をいう。
- (6) 保証貸付け 保証協会が債務の保証をする貸付けをいう。
- (7) 金融機関 県内に店舗を有する信用組合、信用金庫及び銀行、商工組合中央金庫、長野県信用農業協同組合連合会並びに長野県信用保証協会と基本約定を締結している農業協同組合をいう。

(制度融資の種類)

第3条 この規程の定めるところにより行う融資（以下「制度融資」という。）の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中小企業振興資金
- (2) 小規模企業発展資金
- (3) 経営健全化支援資金
 - ア 経営安定対策
 - イ 特別経営安定対策
 - ウ 防災・災害対策
 - エ 物価高対策
 - オ 新型コロナ借換向け
- (4) 信州創生推進資金
 - ア 創業支援向け
 - イ 事業承継向け
 - ウ 省力化投資向け
 - エ 事業展開向け

- オ IT 産業向け
 - カ 地域活性化向け
 - キ 企業立地向け
 - ク ゼロカーボン・次世代産業向け
- (5) 経営改善サポート資金
- ア 通常型
 - イ 再生支援強化型

(融資の対象)

第4条 制度融資を利用することのできる者は、中小企業者等であつて、県内において原則として1年以上継続して同一事業を営み、主として中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種を営むものとする。ただし、次の各号の一に該当する者は、制度融資を利用することはできない。

- (1) 金融機関から取引停止の処分を受けている者
- (2) 保証協会で行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない者
- (3) 許可等を要する業種について、これらを受けないで営業している者
- (4) 営業に関し公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている者
- (5) その他知事が適当でないとする者

(制度融資の貸付対象者、資金の用途等)

第5条 制度融資の貸付対象者、資金の用途、貸付限度、貸付条件等は別表のとおりとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより制度融資のあっせんを行うことがある。

(借入申込みの手続き)

第6条 制度融資の貸付けを受けようとする者は、融資あっせん申込書に別に定める書類を添えて、金融機関を経由して知事に提出するものとする。

- 2 中小企業振興資金及び経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）（以下「スピーディー資金」という。）の貸付けを受けようとする者は、信用保証委託申込書に別に定める書類を添えて金融機関に申し込むものとする。

(制度融資の決定等)

第7条 知事は、制度融資（スピーディー資金を除く。）の融資あっせん申込書を受理した場合は、その内容を審査し、あっせんすべきものと決定したときは、速やかにその旨を金融機関に通知するものとする。

- 2 金融機関は、前項の規定によるあっせんの通知を受けたときは、その結果を直ちに申込者に通知するものとする。
- 3 保証協会は、制度融資の承諾の決定をしたときは貸付（保証）承諾書により、不承諾の決定をしたときは、貸付（保証）不承諾書により知事に通知するものとする。
- 4 保証貸付けでないものについては、金融機関が承諾の決定をしたときは貸付承諾書により、不承諾の決定をしたときは貸付不承諾書により、知事に通知するものとする。
- 5 知事は、前2項の規定による通知を受けたときは、速やかに市町村長に通知するものとする。

(スピーディー資金の融資の決定等)

第8条 金融機関は、スピーディー資金の融資申込書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、保証協会と相互に協議するものとする。

- 2 金融機関は、融資の承諾又は不承諾の決定をしたときは、その旨を申込者に通知するものとする。
- 3 金融機関又は保証協会及び知事は、スピーディー資金の融資の決定のため必要と認めるときは、相互に協議するものとする。

(設備完了届等)

- 第9条** 中小企業者等は、制度融資（スピーディー資金を除く。）の対象設備の設置を完了したときは、速やかに設備完了届を知事に提出するものとする。
- 2 金融機関は、中小企業者等が行うスピーディー資金の融資の対象設備の設置が完了したときは、速やかに当該設備の設置を確認するものとする。

(実行状況の報告)

- 第10条** 信州創生推進資金（ゼロカーボン・次世代産業向け）の貸付けを受けた者で、別に定める者は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「経営強化法」という。）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関（以下、「認定経営革新等支援機関」という。）へ計画の実行状況を報告するものとし、認定経営革新等支援機関は、信州創生推進資金の利用に関する報告書により知事、金融機関及び保証協会に報告するものとする。

(貸付原資)

- 第11条** 知事は、制度融資に必要な原資として、一定額を金融機関に預託するものとする。

(保証料)

- 第12条** 保証貸付けを受ける者が負担すべき保証料は、年2.65%以下の範囲内で保証協会が別に定める率とする。
- 2 知事は、第3条第2号から第5号（第3号のオ及び第5号のイを除く。）までに掲げる資金について、別に定めるところにより、当該資金の保証貸付けに係る保証料の一部を市町村が交付する範囲内で保証協会に交付することがある。
 - 3 知事は、第3条第3号のオ及び第5号のイに掲げる資金について、別に定めるところにより、当該資金の保証貸付けに係る保証料の一部を保証協会に交付することがある。
 - 4 第2項の規定により県及び市町村が保証料を交付する場合においては、保証貸付けを受ける者が負担すべき保証料は、第1項に定める保証料から県及び市町村が交付する保証料を除いた額とする。
 - 5 第3項の規定により県が保証料を交付する場合においては、保証貸付けを受ける者が負担すべき保証料は、第1項に定める保証料から県が交付する保証料を除いた額とする。

(申込書等の様式)

- 第13条** この規程に規定する融資あっせん申込書等の様式は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 11 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 3 日から施行し、令和 2 年 7 月 3 日保証申込受付分から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 2 月 1 日から施行し、令和 3 年 2 月 1 日保証申込受付分から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 8 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(中小企業融資規程別表) (第5条関係)

資金名	貸付対象者	貸付限度		貸付利率	貸付期間・据置期間		返済方法	担保	保証人	その他
		設備資金	運転資金		設備資金	運転資金				
中小企業振興資金 （一般枠）	経営の安定又は合理化のために資金を必要とする者	1億円	5,000万円	年2.20% ただし、貸付期間が1年以上かつ1年以内のものは年1.90% 年1.90%	10年以内 ただし、貸付期間が1年以上かつ1年以内のものは、20年以内	1年以内	金融機関の定めるところによる	必要に応じて徴する	必要となる場合がある	保証貸付
短期継続融資枠 又は経営者保証不要枠の貸付利率を0.2%引下げ	恒常的に必要となる運転資金を継続して調達しようとする者（短期継続融資枠） 事業者選別型経営者保証非提供促進特別保証制度を利用する者（経営者保証不要枠）	—	3,000万円	年1.90%	—	1年以内	一括返済	必要に応じて徴する	必要となる場合がある	保証貸付
小規模企業発展資金	創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証を利用する者（創業枠）	設備資金及び運転資金の合計で1億6,000万円 （一般保証8,000万円、経営安定関連保証（4・5号）8,000万円の合算）	設備資金及び運転資金の合計で3,500万円 （信州創生推進資金（創業支援向けとの合計で5,500万円））	年2.20% ただし、貸付期間が1年以上かつ1年以内のものは年1.90% 年1.10%	10年以内	7年以内	金融機関の定めるところによる	必要に応じて徴する	必要となる場合がある	保証貸付
小規模企業発展資金	小口零細企業保証を利用する小規模企業者であり、成長・発展のために資金を必要とする者	設備資金及び運転資金の合計で2,000万円 （既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計で2,000万円の範囲内）	経営安定対策と特別経営安定対策の合計で6,000万円	年2.00%	10年以内	7年以内	分割返済	原則として徴しない	必要となる場合がある	保証貸付
経営安定対策	次のいずれかに該当する者 1 信用保険法第2条第5項第5号、第7号又は第8号に該当する認定企業 2 経済の変動等に伴い、事業活動に支障を生じている者	経営安定対策と特別経営安定対策の合計で6,000万円	経営安定対策と特別経営安定対策の合計で8,000万円	年2.00%	10年以内	7年以内	分割返済	必要に応じて徴する	必要となる場合がある	保証貸付
特別経営安定対策	次のいずれかに該当する者 1 信用保険法第2条第5項各号（第5号、第7号及び第8号を除く。）のいずれかに該当する認定企業 2 取引先企業の倒産による関連倒産の防止のための資金を必要とする者 3 危機関連保証に該当する認定企業 4 経済の変動等に伴い、事業活動に著しい支障を生じている者	設備資金及び運転資金の合計で3,000万円 貸付対象者3については年1.40%	経営安定対策と特別経営安定対策の合計で8,000万円	年1.70% ただし、貸付対象者3については年1.40%	10年以内	7年以内	分割返済	必要に応じて徴する	必要となる場合がある	保証貸付
防災・災害対策	次のいずれかに該当する者 1 事業用建築物の耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする者 2 宿泊施設の防火安全対策を講じようとする者 3 地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする者 4 事業継続計画（BCP）の策定又は事業継続計画に基づく対策を講じようとする者 5 暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等のり災証明書等（災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの）を受けた者	貸付対象者1～4については、1億5,000万円 貸付対象者5については、6,000万円	貸付対象者1～4については、3,000万円 貸付対象者5については、8,000万円	貸付対象者1～4については、年1.40% 貸付対象者5については、年1.10%	10年以内 ただし、建設土地・建物等については、15年以内	7年以内	分割返済	必要に応じて徴する	必要となる場合がある	保証貸付
物価高対策	急激な物価高の影響を受け、事業活動に支障を生じている者	6,000万円	8,000万円	年1.2%	10年以内	7年以内	分割返済	必要に応じて徴する	必要となる場合がある	保証貸付

経営健全化支援資金	新型コロナウイルス 換向け	経営力強化保証制度を利用する者であって、信用保証法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）に該当し認定を受けて既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える者	設備 資金 運転 資金	設備資金及び運転資金の合計1億円	年1.6%	10年以内	10年以内	1年以内	10年以内	1年以内	1年以内	分割返済 ただし、保 証期間が1 年以内の場 合は一括返 済でも差し 支えない	必要に応じ て徴する	必要となる 場合がある	保証貸 付け
	創業支援向け	次のいずれかに該当する者 1 新規開業予定者又は新規開業者で事業実施のため資金を必要とする者 2 1に該当し、かつ、日本標準産業分類に掲げる「大分類G—情報通信業」のうち、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業を主業として事業を営む者若しくは営もうとする者	設備 資金 運転 資金	3,500万円（運転資金、中小企業振興資金（創業枠）との合計で5,500万円） 2,000万円（設備資金、中小企業振興資金（創業枠）との合計で5,500万円）	年1.10% ただし、別に定めるものについては年1.00%	10年以内 （※）	7年以上 1年以内	1年以内 （※）	10年以内 （※）	1年以内	1年以内	分割返済 ただし、保証期間が1年以内の場合は一括返済でも差し支えない	必要に応じ て徴する	必要となる 場合がある ただし、スタートアップ創出促進保証を利用するものについては、不要	保証貸 付け
	事業承継向け	次のいずれかに該当する者 1 他社が営む既存事業の一部を譲り受け、事業継続しようとする者 2 事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継計画を策定し、既存事業を譲り受けようとする者 3 経営承継円滑化法（平成20年法律第33号）の規定に基づき認定を受けた事業承継（予定）者 4 「事業承継」を行うおととする者または「事業承継」を行ってから5年未満の者であって、当該事業の拡大を図ろうとする者 5 事業承継特別保証を利用する者	設備 資金 運転 資金	1億5,000万円 3,000万円 ただし、借換については8,000万円	年1.10%	10年以内	7年以上 1年以内	1年以内	10年以内 ただし、建 物等につ いては、 15年以内 （貸付対 象者5に ついては 10年以 内）	1年以内	1年以内	分割返済 ただし、貸付対象者3又は5においては、10年以内	必要に応じ て徴する	必要となる 場合がある ただし、貸付対象者3のうち別に定めるものは5については、不要	保証貸 付け
	省力化投資向け	次のいずれかに該当する者 1 中小企業省力化投資補助金の交付決定を受けて設備導入を行うおととする者 2 経営強化法第52条第1項の規定による認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等の導入を行うおととする者 3 AI・IoT・ロボットに関する研究開発・事業展開を行うおととする者又はAI・IoT・ロボットを用いた設備導入等により生産性向上を図ろうとする者 4 物流の効率化に資する設備導入又は環境整備等により生産性向上を図ろうとする者	設備 資金 運転 資金	1億5,000万円 3,000万円	年1.10%	10年以内	7年以上 1年以内	1年以内	10年以内 ただし、建 物等につ いては、 15年以内	1年以内	1年以内	分割返済	必要に応じ て徴する	必要となる 場合がある	保証貸 付け
	事業展開向け	次のいずれかに該当する者 1 新しい技術・製品・サービス等の研究開発・事業展開を行うおととする者 2 事業転換又は新分野進出により経営の多角化を図ろうとする者	設備 資金 運転 資金	1億5,000万円 3,000万円	年1.20%	10年以内	7年以上 1年以内	1年以内	10年以内 ただし、建 物等につ いては、 15年以内	1年以内	1年以内	分割返済	必要に応じ て徴する	必要となる 場合がある	保証貸 付け
	IT産業向け	日本標準産業分類に掲げる「大分類G—情報通信業」のうち、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業を主業として事業を営む者であって、事業発展や拡大を目指す者	設備 資金 運転 資金	1億5,000万円 5,000万円	年1.10%	10年以内	7年以上 1年以内	1年以内	10年以内 ただし、建 物等につ いては、 15年以内	1年以内	1年以内	分割返済	必要に応じ て徴する	必要となる 場合がある	保証貸 付け
	地域活性化向け	次のいずれかに該当する者 1 事業の拡大又は店舗の移転により商店街の空き店舗に出店しようとする者又は出店後1年以内の 2 興産物を製造し、地域産業の活性化を図ろうとする者 3 観光需要に対応して、地域の活性化を図ろうとする者 4 障害者、高齢者等に配慮した施設整備を行うおととする者 5 「からだに優しい食品」を製造する者	設備 資金 運転 資金	1億5,000万円 3,000万円	年1.80% ただし、貸付対象者2のうち別に定めるものは貸付対象者5については、年1.50%	10年以内	7年以上 1年以内	1年以内	10年以内 ただし、建 物等につ いては、 15年以内	1年以内	1年以内	分割返済	必要に応じ て徴する	必要となる 場合がある	保証貸 付け

信州創生推進	企業立地向け	次のいずれかに該当する者 1 工業団地に工場等の新設又は移転等を行おうとする者 2 ICT産業立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設又は移転等を行おうとする者 3 工業団地内の工場等に新たに1千万円以上の設備導入を行おうとする者 4 県外にある本社機能の県内への移転を行おうとする者	設備資金 運転資金	貸付対象者1又は2については、2億8,000万円 貸付対象者3又は4については、1億5,000万円	貸付対象者2については、5,000万円 貸付対象者3又は4については、3,000万円	年1.50% ただし貸付対象者2については、年1.10%	貸付対象者1又は2については、15年以内 貸付対象者3又は4については、10年以内 貸付対象者4については、10年以内 貸付対象者1又は2については、15年以内	貸付対象者2～4については、7年以内	貸付対象者2～4については、1年以内	分割返済	必要に応じて 必要に応じて	必要となる 場合がある	保証貸 付け
資金	ゼロカーボン・次世代産業向け	別に定める分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る者及び事業転換又は新規参入後間もない者	設備資金 運転資金	1億円 ただし、別に定めるものについては、1億5,000万円	3,000万円 ただし、別に定めるものについては、5,000万円	年1.40% ただし、ゼロカーボンについては、年1.10%	10年以内 ただし、土地・建物等については、15年以内 また、別に定めるものについては、15年以内 15年以内 15年以内 15年以内 15年以内 15年以内 15年以内	7年以内 ただし、別に定めるものについては、12年以内	1年以内 ただし、別に定めるものについては、5年以内	分割返済	必要に応じて 必要に応じて	必要となる 場合がある	保証貸 付け
経営改善資金	サポート	経営サポート会議等による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画等の実施をする者で、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）を利用する者（再生支援強化型）	設備資金 運転資金 設備資金 運転資金	設備資金及び運転資金の合計で1億5,000万円（再生支援強化型と特別型の合計で2億8,000万円。組合は3億円） 設備資金及び運転資金の合計で1億5,000万円（通常型と特別型との合計で2億8,000万円。組合は3億円）	年1.60% 年1.60%	15年以内 15年以内	15年以内 15年以内	15年以内 15年以内	1年以内 3年以内	分割返済 分割返済	必要に応じて 必要に応じて	必要となる 場合がある	保証貸 付け

※スタートアップ創出促進保証を利用する際、原則同時にプロバ一融資を要する。又は保証申込み時においてプロバ一融資の残高がある場合は据置期間3年以内